



暑い日が続いていますが、みなさんお変わりはないでしょうか。

代表司法書士の古橋清二です。

今年前半の当事務所のトップニュースは、右の記事でご紹介している新刊の出版でしょう。渾身の一冊ですので是非ご覧になってください。

また、5月から、新たに小林真人司法書士が事務所に加わりました。異色の経歴を持つ真面目な男です。裏面で挨拶しておりますので、顔を覚えていただければと思います。

3つ目のニュースとしては、司法書士会浜松支部の支部長に就任したことででしょうか。

軽い気持ちで引き受けたものの、思いの他やる事が多く、結構神経を使います。このまま神経を使い続けば多少は痩せることができるのでしょうか？

「頼まれ事は試され事」予測を上回る結果を残したいと思います。

それでは、お体を大切にしてください。

『家族の絆を深める遺言書の作り方』を出版！



「数年前のことです。私は、ある夢を見ました。それは、私が、70歳ぐらいの初老のおじさんにインタビューをしている夢です。夢ですから、インタビューをして

いる後ろ姿の私と、こちらを向いている初老のおじさんの2人が椅子に座って対談をしている様子が見えたのです。おじさんは、まるで、ドキュメンタリー番組のように真っ暗な背景から浮き上がってクッキリと見えました。……」

どうですか？ 続きを読みたくありませんか？

本年5月、日本地域社会研究所から『家族の絆を深める遺言書の作り方』を発行させていただきました。先ほどの文は、この本のはしがきです。

現在、家庭裁判所で行われている遺産相続争いの7割は相続財産5000万円以下のケースで起きています。そして、その財産の内訳は、自宅などの不動産と若干の預貯金であるケースが大部分であると言われております。つまり、分けることができない財産を巡って権利が主張され、紛争に発展しているのです。

こうした紛争を予防するために遺言が活用されるべきですが、単に法的形式に則って遺言を遺すのではなく、なぜ遺言を遺すのか、どのような理由で配分を決めたのか、相続人たちにどんな気持ちを伝えたいのかなど、遺言者の気持ちを遺言書に「付言事項」として家族に伝わるように記載することにより、相続争いを少しでも減らすことができると日々考えています。

本書では、そうした家族の絆を深めるための遺言書の作り方を解説しており、これから遺言を書くと考えている方のみならず、遺言者へアドバイスする立場にある弁護士、司法書士、行政書士、税理士、金融機関職員などにも読んでいただければと思います。

お買い求めいただける際は、書店にご注文いただくか、Amazon等のネットショッピングをご利用いただければと思います。

法務担当者講座

相続物件の時効取得訴訟

昨年、ある社会福祉法人が施設を建設するために用地買収を計画しましたが、その中の1筆(A地)だけが周辺土地の現在所有者の曾祖母名義のままになっており、相続登記が未了になっており、発覚しました。現在の所有者が所有する周辺土地は曾祖父から代々受け継いだものであり、しかも、A地は農地で固定資産税も課されていなかったため、買収計画が持ち上がって、初めてA地の存在がわかったのです。

そこで、曾祖母の相続人を調べたところ、権利承継者が20人もいることがわかりましたので、相続登記のための遺産分割書類に押印していただくようお願いしました。ところが、1人だけどうしても協力してもらえないとのことであり、買収計画は頓挫の危機に瀕してしまいました。

そこで、私が代理人となり、A地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起することにしました。なお、相続人のうち協力を得られない者を除く全員から遺産分割証明書ももらっていましたが、時効取得を原因とする所有権移転を求める訴訟であるので遺産分割証明書は役に立ちません。そのため、20名全員を被告として提訴することにな

りました。

過去の判例を分析すると、相続物件について時効取得を主張するためには、通常の時効取得の要件に加えて所有の意思を何らかの方法で表明していることが必要であると思われます。本件においては、A地の周辺の土地については相続登記を済ませており、A地を含む一帯の土地を農地として利用していたという事実がありました。そして、よもや、その中に曾祖母名義のA地があるとは知らなかったのです。これらの事実は所有の意思を表明していたと評価できるのではないかと考えられます。

このように、登記手続をする目的で実質的に紛争性が極めて低い訴訟を提起する場合、被告に訴状が届く頃を見計らって、原告の代理人として被告らに手紙を出すことがあります。その手紙の内容は、この裁判は登記手続をするために行うものであること、不服がなければ裁判に出頭する必要はないこと、「被告」という呼び名は「被告人」とは全く意味がちがうこと、「訴訟費用は被告らの負担とする」と書いてあるが、一切の費用負担を求める気持ちはないことなどです。

結局、被告は誰も口頭弁論期日に出席せず、1回の期日で無事に

勝訴判決をいただき、計画に何ら影響を与えることなく買収を終えることができました。

そして今、上記の裁判とは全く別件ですが、相続手続未了のまま放置されていた事案について、相続財産の時効取得を原因として、26名の被告を相手に所有権移転登記手続請求訴訟を提起しています。さすがに26名もいると、訴状副本や証拠書類(戸籍一式も含む)も26セット作らなければならず、コピー機の調子はおかしくなるし、裁判所への訴状持ち込みも段ボール数箱となります。

そして、裁判所の訴状チェックも1カ月ほどかかるし、送達に功を奏しない場合に備えて第1回口頭弁論期日も3カ月ほど先にされてしまいました。

そして、本件では現実に訴状が送達できない被告が出てしまいました。被告が26名もいると、被告は全国に散らばっていますので、必ずしも近郊の住所地ではありません。

こうなると、もう楽しむしかありません。ドライブを兼ねて新東名を初めて走り、話題のサービスエリアに寄りながら被告住所地の現地調査をするしかないのです。帰りに名物の焼そばを食べるのもまた楽しみですが。



ごあいさつ



みなさん、はじめまして。5月より入所しました司法書士的小林真人です。

前職は、県内を中心にチェーン展開しているファミリーレストランの店長をしていました。

ふとしたきっかけで、依頼者の立場で相談に行き、その時に大変救われた思いをしたことから、自らも司法書士を志しました。

おいしい料理を提供することから、専門知識を提供することへ、仕事の内容は大きく変わりましたが、訪ねて来た方々に満足して頂く点に変わりはないと思います。

前職で培ったサービス業からの視点と、法律家としてのプロ意識を持ち、日々の仕事に取り組んでいきます。

どうぞよろしくお願ひします。

お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所
 司法書士・行政書士
 古橋 清二
 司法書士 小林 真人
 430-0929
 浜松市中区中央二丁目 12 番 5 号
 TEL 053-458-1551
 FAX 053-458-1444
 sfuru@siren.ocn.ne.jp

知っておきたい専門知識 **通信機器で行った取締役会**

最近、「web 会議システムを利用して開催した取締役会議事録はどのように作成すればいいか」というご質問を受けることがあります。

この問題に対しては、もう 10 年以上前に電話会議システムについて法務省から通達が出されています。

平 14.12.18 民商第 304 号民事局商事課長通知
 電話会議システムにより出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態となっていることが確認できるような電話会議の方法による取締役会議事録は、適式な取締役会議事録と認められる。

電話会議システムによる取締役会が適法とされるのは取締役間の協議と意見交換が自由にできる状況であることが前提です。単に会議の場に行かない取締役と電話で通話し、その意見を伝達して決議をしたにすぎない場合は通達の要件を満たしていないものと考えられます。

テレビ会議システムについては、取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いに行える仕組みになっていれば、取締役会として開催できると考えられています。

したがって、web 会議システムもテレビ会議システムと

同様に考えればよいと考えられます。

以上のように、通信機器を用いて開催された取締役会の議事録を作成する場合には、以上の通達等の要件を満たしていることを明らかにする必要があります。

たとえば、「定刻、代表取締役〇〇〇〇は議長席に着き、本日の取締役会は、web 会議システムを利用し行う旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態となっていることを確認した。」「以上、本日の web 会議システムを用いた取締役会は、終始異状なく議題の審議を終了したので、議長は午前 時 分閉会を宣した。」などと記載することが考えられます。

2013年(平成25年)5月23日(木曜日)

トラブル回避、つくり方紹介

司法書士の古橋清二さん(54)＝浜松市中区中央＝が、相続争いを防ぐための著書「家族の絆を深める遺言書のつくり方」を日本地域社会研究所(東京都杉並区)から出版した。古橋さんは「財産だけでなく、親の生きざまや家族への思いを伝えるきっかけにしてもらえれば」と話している。(赤野嘉春)

遺言書で家族の絆を守る

遺言書の目的から、公が生前に財産分けを主張する会社経営者などのケースを紹介している。正証書作成の手順、残さず会社経営者などのケースを紹介している。付言事項のポイントなど。古橋さんが憎しみ合う兄弟にわたって解説。最終章では架空の事例を挙げ、自宅と預貯金を不仲の兄弟で分け合。遺言書は、税金対策より十七冊の著書を出版している。

古橋さんは司法書士法「中央合同事務所」代表で、県司法書士会浜松支部長。これまでに「クレジット・サラ金被害者救済の実務」や「資本金一円からの有価証券」など

活用すべきだと訴える。著書はA5判、百八十三ページ、千六百八十円(税込)

古橋さんは司法書士法「中央合同事務所」代表で、県司法書士会浜松支部長。これまでに「クレジット・サラ金被害者救済の実務」や「資本金一円からの有価証券」など

「相続争いを防ぐために役立てて」と話す古橋さん＝浜松市中区の中央合同事務所